

日本看護福祉学会賞要綱

1. 学会賞の目的

日本看護福祉学会創立 30 年を経過し、看護・福祉研究の一層の発展を図るため、学会員のうちで顕著な研究業績をあげた者の顕彰、優秀な研究論文の研究奨励および若手研究者の研究奨励を目的とする日本看護福祉学会学会賞を創設する。

2. 学会賞の種類

- ①学術賞——学会員のうちで顕著な研究業績をあげた者の顕彰
- ②優秀賞——学会員のうちで優秀な研究論文を発表した者の顕彰
- ③奨励賞——学会員のうちで今後の研究の発展が期待される若手会員の研究奨励

3. 審査の対象

各年度の審査にあたり、その前年度に公刊された本学会の会員による看護・福祉に関する研究業績（著書、論文など）を対象とする。

学術賞については原則として単著の著書(書籍)を対象とする。

優秀賞・奨励賞については、論文（単著、共著とも）を対象とする。対象となる論文は『日本看護福祉学会誌』に掲載されたものとする。

4. 受賞の資格

学術賞、優秀賞、奨励賞ともに一回限りの受賞とする。

5. 推薦の方法

審査の対象となる学術賞について、広く学会員からの推薦（自薦、他薦）を募る。所定の推薦書に必要事項を記入し、可能な限り現物を添えて推薦書を提出するものとする。また、優秀賞・奨励賞については、前年度の学会誌より選出する。学会誌の活性化を図ることを視野に入れて、学会機関誌の査読委員を学会賞推薦委員とし、推薦を依頼する。

6. 審査の手続き

学会賞の審査のため、編集委員と研究委員で構成される学会賞審査委員会を置く。

研究委員会が、学会員に推薦された学術賞の審査の対象となる著書リストを作成する。また、推薦された優秀賞・奨励賞についても重複を整理しリストを作成する。学会賞審査委員会の委員は各リストを基に学術賞・優秀賞・奨励賞の対象著書、論文を審査し、授賞および授賞候補を選定する。

7. 授賞者の決定

学会賞の授賞者および授賞作は、学会賞審査委員会の選定を経て役員会において決定する。

8. 表彰

表彰は各年度の学術大会において行う。

学術賞、優秀賞、奨励賞の該当代表者に、理事長が賞状で表彰する

該当者は学術大会で対象論文等について発表する

9. その他

この要綱に基づき、事業実施細目については、役員会において決定する。

10. 要綱の変更

この要綱を変更するときは、役員会の議決を経なければならない。

附 則

1. この要綱は、2022年 8月 9日より施行する。